

吹奏楽コンクール東北大会 実施規定

第1章 総 則

(大会名称)

第1条 この大会は、「全日本吹奏楽コンクール東北大会」という。

(実 施)

第2条 全日本吹奏楽コンクール東北大会（以下、東北大会）は、各県大会で推薦された吹奏楽団体が参加して毎年実施する。

(各県連盟)

第3条 選出母体たる各県連盟は、次の通りとする。

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 青森県吹奏楽連盟 | (2) 秋田県吹奏楽連盟 |
| (3) 岩手県吹奏楽連盟 | (4) 山形県吹奏楽連盟 |
| (5) 宮城県吹奏楽連盟 | (6) 福島県吹奏楽連盟 |

(会場・日時)

第4条 実施会場・日時などの必要事項は、東北吹奏楽連盟理事会（以下、理事会）で決める。

2 理事会は、毎年12月末日迄に、翌年度の開催要項を決める。

第2章 実施区分および参加人員

(実施部門)

第5条 実施部門は次の通りとし、加盟団体は所属する1つの部門に参加できる。

- | | | |
|-------------|---------------|--------------|
| (1) 小学校の部 | (2) 中学校の部 | (3) 中学校小編成の部 |
| (4) 高等学校の部 | (5) 高等学校小編成の部 | (6) 大学の部 |
| (7) 職場・一般の部 | | |

(参加人員)

第6条 各部門の参加人員は次の通りとする。

- | | |
|---------------|-------|
| (1) 小学校の部 | 自由 |
| (2) 中学校の部 | 50名以内 |
| (3) 中学校小編成の部 | 25名以内 |
| (4) 高等学校の部 | 55名以内 |
| (5) 高等学校小編成の部 | 30名以内 |
| (6) 大学の部 | 55名以内 |
| (7) 職場・一般の部 | 65名以内 |

県予選の申込人員を超えることはできない。指揮者は、この人員に含まれない。

第3章 資 格

(参加資格)

第7条 参加資格は、東北吹奏楽連盟（以下、東北吹連）に登録された団体で次の通りとする。

(1) 小学校の部

団体構成メンバーは、同一小学校に在籍している児童とする。

(2) 中学校の部・中学校小編成の部

団体構成メンバーは、同一中学校に在籍している生徒とする。

(同一経営の学園内小学校児童、小中一貫校の小学生の参加は認める。)

ただし、小編成の部への参加は前年度中学2年生以下の部員が20名以

内の団体，もしくは各県吹奏楽連盟に認められた団体とする。

(3) 高等学校の部・高等学校小編成の部

団体構成メンバーは，同一高等学校および中等教育学校に在籍している生徒とする。

(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒，中高一貫校の中学生の参加は認める。)

ただし，小編成の部への参加は前年度高校2年生以下の部員が25名以内の団体，もしくは各県吹奏楽連盟に認められた団体とする。

(4) 大学の部

団体構成メンバーは，同一大学に在籍している学生とする。

(5) 職場・一般の部

団体構成メンバーは，当該団体の団員とする。ただし第3項に該当するメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。

- 2 加盟団体が，同一部門に重複して参加することは認めない。
- 3 同一奏者が，その年度内に二つ以上の団体に重複して参加することを認めない。
- 4 課題曲・自由曲は同一の奏者が演奏しなければならない。ただし，楽器の持ち替えは認める。
- 5 前年度までに東日本学校吹奏楽大会に3年連続出場した団体は，同じ部門への参加は認めるが，その年度の東日本大会には推薦しない。

(指揮者)

第8条 指揮者の資格については制限しないが課題曲・自由曲とも同一人が指揮すること。

- 2 同一指揮者が，同一部門の二つ以上の団体に重複して指揮をすることを認めない。

(入賞取消)

第9条 参加団体の資格に疑義がある時は，出場を停止または入賞を取り消すことができる。

第4章 課題曲・自由曲および演奏時間

(編成)

第10条 課題曲は，スコアに指定された編成を尊重すること。なお，課題曲のスコアに記譜された音・音域を変えて演奏することは認めない。

自由曲は，木管楽器・金管楽器・打楽器（擬音楽器を含む）とする。ただしコントラバス・ピアノ・チェレスタ・ハープの使用は認める。

(審査)

第11条 参加団体は，課題曲1曲と自由曲1曲を演奏して審査を受ける。組曲は1曲とみなす。ただし，小学校・小編成は，自由曲のみを演奏して審査を受ける。

(課題曲)

第12条 課題曲は，全日本吹奏楽連盟で決定されたその年度のものをを用いる。

(演奏曲目)

第13条 課題曲および自由曲は，県予選に用いたものとする。

(著作権)

第14条 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は，事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。許諾を受けずにコンクールに出場することは認めない。

(演奏時間)

第15条 演奏時間は、課題曲と自由曲を含めて12分以内とする。ただし、小学校・小編成は、自由曲のみ7分以内とする。

第16条 演奏時間が超過した場合は、審査の対象としない。

(演奏順序)

第17条 部門順序と演奏順序は、その年の理事会において決定する。

第5章 表彰および代表

(審査員)

第18条 審査員は、理事会で選出し、理事長が委嘱する。

2 審査員は7名とする。

3 審査方法は、別に定める審査内規による。

(表彰)

第19条 表彰は、各部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

2 全団体にトロフィーを贈る。

3 3年連続して金賞を受賞した団体は、表彰する。

4 東北代表となった団体には楯を贈る。

(代表)

第20条 参加団体の中から、その年度に全日本吹奏楽連盟から指定された数の中学校の部、高等学校の部、大学の部、職場一般の部の団体を全日本吹奏楽コンクールに推薦する。

2 参加団体の中から、その年度に東日本学校吹奏楽大会企画委員会から指定された数の小学校の部、中学校小編成の部、高等学校小編成の部の団体を東日本学校吹奏楽大会に推薦する。ただし、全日本小学校バンドフェスティバルと東日本学校吹奏楽大会に重複して推薦しない。

第6章 県代表

(県代表)

第21条 各県連盟は、県代表団体を決定し、東北大会開催日の3週間以前に東北吹連へ推薦・報告する。なお、その年度の4月理事会で決定した各県ごと東北大会演奏順序は、県代表団体責任者による「完全抽選」で決定する。

(推薦団体数)

第22条 各県連盟は、各部門別に次の団体数を推薦できる。

小学校の部・・・3 中学校の部・・・4

中学校小編成の部・・・2 高等学校の部・・・4

高等学校小編成の部・・・2 大学の部・・・1

職場・一般の部・・・2

2 前年度全日本吹奏楽コンクールで金賞を受賞した団体は、東北大会に参加できる。

3 前年度までに東日本学校吹奏楽大会に3年連続出場した団体が、県大会で審査を受けて県代表となった場合、代表次点となった団体も東北大会に参加できる。

4 中学校・高等学校の各部門において、前年度地区大会参加団体数を比較して最小県と最大県の差が3倍以上となったとき、最大数となった県の代表を次

年度に1つ増やすことができる。

(参加費用)

第23条 参加に要する費用については、参加団体の負担とする。

第7章 その他

(共催・後援・協賛)

第24条 東北大会の実施に当たって理事会が必要と認めた場合は、共催および後援、協賛団体を持つことができる

2 共催および後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

(実行委員)

第25条 東北大会実行委員には東北吹連役員と主管県の役員があたる。

(実施要項)

第26条 その他の開催上の細目については、実行委員会が定める。

(改定)

第27条 この規定は、理事会の議決により改定することができる。

附 則

この規定は、平成15年12月6日より実施する。

この規定は、平成19年4月21日一部規定改定。

この規定は、平成20年12月6日一部規定改定。

この規定は、平成21年12月5日一部規定改定。

この規定は、平成22年12月4日一部規定改定。

この規定は、平成24年4月28日一部規定改定。

この規定は、平成25年4月27日一部規定改定。

この規定は、平成25年12月7日一部規定改定。

この規定は、平成26年4月26日一部規定改定。

この規定は、平成27年12月5日一部規定改定。

この規定は、平成28年2月6日一部規定改定。

この規定は、平成29年2月4日一部規定改定。

この規定は、平成30年2月3日一部規定改定。

吹奏楽コンクール東北大会 審査内規

第1条 この内規は、吹奏楽コンクール東北大会実施規定第18条に基づき、審査および判定について定めるものである。

第2条 審査員は、課題曲と自由曲とを、技術と表現に分けて、それぞれ10段階に評価する。

第3条 審査結果の処理は、理事長から委嘱された3名によって構成する判定委員会が行う。

第4条 判定委員会は、審査員の評価に基づき各部門ごとに金・銀・銅の三段階に分ける。ただし、グループ分けが困難な場合、金・銀・銅の比率は3:4:3を目安とする。また、東北代表選出方法は、次の通りとする。

1 課題曲と自由曲との評価を点数に換算し、総合点の高い団体を代表とする。

2 1で決着がつかない場合は、審査員の投票で決める。

第5条 第4条による結果は、審査員の了承を得て、理事長が賞を決める。

第6条 審査票は、参加団体に渡し、審査一覧表は各県理事長に送る。

第7条 この内規は、理事会の議決により、改定することができる。

附則

この内規は、平成 15 年 12 月 6 日より実施する。

この内規は、平成 21 年 4 月 25 日一部内規改定。